

現行の情報保障ガイドラインの概要

【これまでの経緯】

- ・ H20.5 推進会議で取り組むべき課題として調整委員会が 11 項目を建議
「コミュニケーションに障害のある人に対する情報提供の配慮」
- ・ H20.12 意見募集
- ・ H21.2～5 「コミュニケーションに障害のある方の情報保障に必要な行政の配慮に係る研究会」
を 6 回開催して検討
- ・ H21.11 推進会議で最終案を報告
- ・ H21.12 ガイドライン制定。

【内容】

- ・ 障害のある人にとって、必要な情報を手に入れ、他の人に意思を伝えることが難しい場合がある。障害のある人の情報バリアを解消し、知る権利を保障することが目的。
- ・ 障害特性についての詳細な情報と、各障害に対して行政が場面（窓口・会議・広報等）ごとに必要とされる配慮を記述。（次ページ参照）

【これまでの周知】

- H22.1 県庁各機関に策定を通知
- H22.2 知事部局の各課職員を対象に説明会を実施（1 回）
- H22.3 出先機関の次長・総務課長級職員等を対象に説明会を実施（1 回）
- H23.11 県職員向けパソコンにお知らせ掲載・県内市町村への周知（文書送付）

【見直し】

- ・ 平成 28 年 3 月の推進会議で見直しを決定。
「社会情勢の変化や最新情報・具体的配慮を取り込むこととする」
- ・ 見直しの契機となった事項としては下記のような点が挙げられる
 - 大規模災害の発生（東日本大震災・熊本地震等）
 - 情報通信機器の発達によって新たな情報バリアが生じる
 - 発達障害等への対応・配慮の必要性がより一層認識される
 - 障害者差別解消法の施行により、合理的配慮が必須になる
 - 国や他の自治体でもより充実したガイドラインが制定されている

現行の情報保障ガイドラインの構成

○「総論」・「各論（障害種別ごとの配慮とホームページ、災害時の配慮）」の2章立て
巻末に参考資料として、用語説明・問合せ先・各種団体を掲載

○「総論」の構成

- 1 ガイドライン策定の趣旨
- 2 ガイドラインの位置付け
- 3 ガイドラインの構成等
- 4 情報保障の配慮の基本

○「各論」の構成

1 視覚障害のある人に対する配慮

(1) 視覚障害のある人の障害特性

【主な特徴】

【さまざまなコミュニケーション手段】

①点字 ②拡大文字 ③音声テープ、CD……

(2) 視覚障害のある人の情報保障に必要な行政の配慮

ア 文書や冊子、パンフレット、チラシ等の印刷物の配慮

特に重要な情報の扱い、回答期限の設定、文字の字体や大きさ、色などの配慮

イ 電子メールの活用及び配慮

ウ 窓口や受付での配慮

声かけ、周囲の状況の説明、対応器具の用意、補助犬対応、金銭收受の際の配慮

エ 対話の際の配慮 対応場所や状況説明など

オ 会議や講演会、研修会等の際の配慮

事前準備、会場での配慮、資料提供の配慮など

カ その他の情報提供の配慮

キ 行政に対する情報発信の配慮

メール受付、電子申請、障害者の情報活用への支援など

2 聴覚障害のある人に対する配慮

(1) 聴覚障害のある人の障害特性

【主な特徴】

【さまざまなコミュニケーション手段】

①手話 ②指文字 ③読話、口話 ④要約筆記 ⑤筆談 ⑥その他

(2) 聴覚障害のある人の情報保障に必要な行政の配慮

ア 文書や冊子、パンフレット、チラシ等の印刷物の配慮

イ 電子メールやFAXによる情報提供

ウ 窓口や受付での配慮 筆談、手話対応、電光掲示板、代筆など

- エ 対話の際の配慮 対応場所、話し方など
- オ 会議や講演会、研修会等の際の配慮
手話通訳等の事前検討、資料の事前送付、席配置、発言の際の名乗りなど
- カ 手話通訳・要約筆記の緊急派遣の検討
- キ 行政に対する情報発信 F A Xや電子メールによる連絡を受け付ける

3 盲ろうの人に対する配慮

- (1) 盲ろうの人の障害特性
 - 【盲ろう者のさまざまなコミュニケーション手段】
- (2) 盲ろうの方の情報保障に必要な行政の配慮
 - 聴覚障害・視覚障害の人への配慮に留意するほか、必要な配慮
 - ア 電子メールの配慮
 - イ 窓口での配慮
 - 筆談、対話、代筆の配慮
 - ウ 会議や講演会、研修会等の際の配慮
 - 残存能力に合わせた資料作成、通訳・介助員の配置、座席の配慮

4 音声機能・言語機能障害のある人への配慮

- (1) 音声機能・言語機能障害のある人の障害特性
- (2) 音声機能・言語機能障害のある人に対する情報保障に必要な行政の配慮
 - ア 窓口での配慮
 - イ 対話の際の配慮
 - ウ 会議や講演会、研修会等の際の配慮

5 知的障害、重症心身障害のある人への配慮

- (1) 知的障害のある人の障害特性
- (2) 重症心身障害の人の障害特性
- (3) 知的障害、重症心身障害のある人の情報保障に必要な行政の配慮
 - ア 文書や資料の配慮
 - イ 書類の記入の配慮
 - ウ 説明の際の配慮
 - エ 案内板や窓口表示の配慮

6 発達障害、高次脳機能障害、精神障害のある人への配慮

- (1) 発達障害のある人の障害特性
- (2) 高次脳機能障害の人の障害特性
- (3) 精神障害のある人の障害特性
- (4) 発達障害、高次脳機能障害、精神障害のある人の情報保障に必要な行政の配慮

- ア 窓口や受付での配慮
- イ 対話の際の配慮
- ウ 説明の際の配慮

7 肢体不自由な人に対する配慮

- (1) 肢体不自由な人の障害特性
- (2) 肢体不自由な人の情報保障に必要な行政の配慮
 - ア 代筆の配慮
 - イ 窓口や受付での配慮
 - ウ 対話の際の配慮
 - エ マルチメディア DAISY 図書による資料提供

8 ホームページや広報番組・広報ビデオの配慮

- (1) ホームページの配慮
- (2) 広報番組（テレビ放送）や広報ビデオの配慮

9 災害時等緊急時における情報提供の配慮

- (1) 防災・災害に関する情報伝達の配慮
- (2) 危機管理に関する情報提供の配慮

※1～7は、障害特性と場面ごとに必要な配慮が個別に記載されている。

※8・9では、場面ごとにおける各障害への必要な配慮が個別に記載されている。